

平成 27 年 4 月 1 日

被保険者各位

イオン健康保険組合

## 外傷性疾患（ケガ）の負傷原因調査ご協力のお願い

健康保険組合では、被保険者の皆様からお預かりしている大切な保険料を、公平かつ適切に運用し、医療費の適正化を図る一環として、医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）の点検を行っております。

このたび、さらなる医療費適正化対策として、外傷性疾患の原因が、加害者側に医療費請求すべき交通事故等の第三者行為によるものではないか、労働災害や通勤災害に該当していないか等の確認業務を外部専門業者に委託することとなりました。

つきましては、委託業者（株式会社大正オーディット）より外傷性疾患で受診された皆さまのもとに、照会文書が届く場合がございますので、恐れ入りますが速やかに返信いただきますようお願いいたします。

なお、照会の結果、第三者行為による外傷と判明した場合は、株式会社大正オーディットより、その後の手続きについてご連絡させていただきます。この照会によって皆さまへの医療費負担が増加することはありません。照会時期はレセプト処理の関係で、医療機関での受診後 2 ～ 3 カ月後になります。

委託業者：株式会社 大正オーディット

株式会社大正オーディットは、健康保険組合の支援業務を行う専門業者です。この業務に於ける情報は、個人の重要な情報と位置づけ、常に個人情報保護に取り組み、正確、且つ安全に取扱うよう努めています。この診療内容照会により知り得た個人情報の取り扱いに関しては、外傷性疾患の点検に限定し、他の目的には一切使用しないよう契約書を締結しております。

### ■ 事故や第三者行為によるケガの治療時は、すぐに健康保険組合へ連絡しましょう！

**自動車事故やケンカ等**、第三者行為が原因でケガをしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。しかし、労災保険の対象となる業務上や通勤災害による負傷でなければ、健康保険を使って治療を受けることができます。その際、被保険者は「第三者行為による届出」の書類を健保に提出する義務があります（健康保険法施行規則第 65 条）。この届出を受け、健康保険組合が治療費を立替払いし、後日、加害者（または加害者が加入する保険会社）に対して健保負担分を請求することになります（健康保険法第 57 条）。